

# 神戸市主任児童委員 (こどもサポーター) の役割

令和8年1月29日

神戸市こども家庭局家庭支援課長

平川 公則



こどもっとKOBÉ

## こどもサポーターとは？（児童虐待防止地域協力員）

- 主任児童委員に児童虐待等に関する研修を受講していただき、「こどもサポーター」として登録いただいている。
- 主任児童委員としての活動を行うと同時に、「こどもサポーター」として、地域で児童虐待等の早期発見のために見守り活動も担っていただいている。



こどもっとKOBE

# 児童虐待への通告義務



こどもっとKOBE

## 児童虐待への通告義務 ①

### 児童虐待の防止等に関する法律 第6条

- **児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者**は、速やかに、これを・・・市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に**通告しなければならない。**

### 児童福祉法 第25条第1項

- **要保護児童を発見した者**は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は**児童委員を介して**市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に**通告しなければならない。**



こどもっとKOBE

## 児童虐待への通告義務 ②

### 神戸市こどもを虐待から守る条例 第5条第2項

- ・ **市民は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告しなければならない。**

神戸市こども家庭センター **078-599-7300** (平日8:45~17:30)  
児童相談所虐待対応ダイヤル**189 (いちはやく)** (24時間 365日)

各区こども家庭支援室 (次ページ電話番号)



こどもっとKOBÉ

# 児童虐待通告機関(連絡先)

機 関 通 告	各区こども家庭支援室	こども家庭センター (児童相談所)	警 察
役 割	児童の身近な場所における継続的な支援	一時保護など専門的な知識技術を要する支援	命に危険がある場合
連 絡 先	☎ <b>下記参照</b> ※こどもの住所地の区	☎ <b>599-7300</b>	☎ <b>110</b> または、所轄の警察署
	【時間外】 児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) ☎ <b>189</b>		



区役所こども家庭支援室 直通 (平日8:45~17:30)					
東 灘	856-8080	北	595-4150	北須磨	793-8080
灘	843-7035	北 神	987-0990	垂 水	705-1150
中 央	335-5423	長 田	521-0415	西	991-6611
兵 庫	512-2525	須 磨	731-8080		



こどもっとKOBE

主任児童委員・児童委員の  
職務・役割について  
(児童福祉法 第17条・第18条)



こどもっとKOBE

## 児童福祉法第17条（児童委員の職務）

**児童委員**は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その**生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握**しておく
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために**必要な情報の提供その他の援助及び指導**を行う
- 三 児童及び妊産婦に係る**社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携**し、その事業又は活動を支援する
- 四 **児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力**する
- 五 児童の**健やかな育成に関する気運の醸成**に努める
- 六 必要に応じて、児童及び妊産婦の**福祉の増進を図るための活動**を行う

**主任児童委員**は、児童委員の職務について、**児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整**を行うとともに、**児童委員の活動に対する援助及び協力**を行う。

## 児童福祉法第18条（児童委員の職務）

- ◆市町村長は、前条第1項又は第2項に規定する事項に関し、**児童委員**に必要な状況の**通報及び資料の提供を求め**、並びに**必要な指示**をすることができる。
- 2 **児童委員**は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。
- 3 **児童委員**が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- 4 児童相談所長は、その管轄区域内の**児童委員**に必要な**調査を委嘱**することができる。



# 通告を受ける児童虐待対応機関 (児相、区役所)の体制・対応

# 区における児童虐待対応の流れ（要保護児童対策地域協議会）

〈通告・相談〉



〈受理会議〉



〈調査〉



〈援助方針決定会議〉



〈介入・支援〉



〈要対協 実務者会議〉



〈支援・終結〉

○通報者からの状況聴取

○調査時に必要な情報収集とこどもの安全確認の方法を検討

○情報収集やこどもの安全確認（48時間以内）を実施

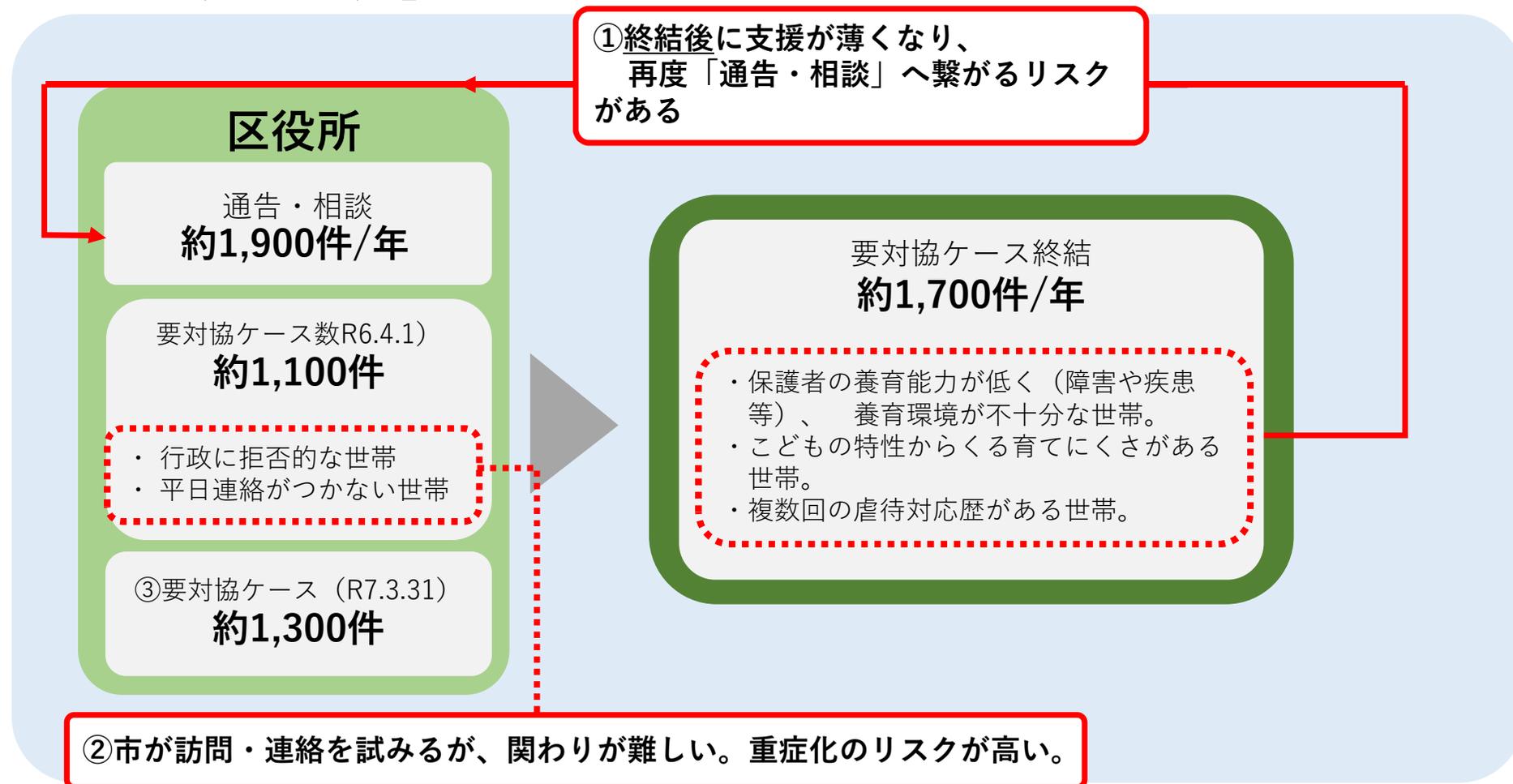
○緊急度・重症度を判断。一時保護が必要な場合は  
**児相（こども家庭センター）へ送致**

○改善されるまで多角的・重層的に支援関係機関と連携  
**（要対協ケースとして管理）**

○支援方法の検討・協議

○関係機関による見守り、母子保健業務において支援等。

## 【区役所の現状（R6年度）】



# 神戸市の児童虐待対応の体制 ①

## 区こども家庭支援室

- ・母子保健事業を通して、**虐待の予防、未然防止**、早期発見（乳幼児健診、妊産婦健診、新生児全戸訪問事業 など）
- ・**在宅支援ケースの進捗管理**
- ・関係機関との連絡調整、協力要請
- ・結核・感染症、難病対策業務等
- ・DV・母子（ひとり親）相談、
- ・保育所、認定子ども園の入所調整
- ・児童扶養手当 など

児童に身近な場所における**継続的な支援**  
(在宅支援)

低

## 児相（こども家庭センター）

- ・広域的な対応  
(市町村間の連絡調整等)
- ・専門的な対応  
養護相談、障害相談、判定業務  
**虐待対応**、非行相談、育成相談
- ・**一時保護**
- ・措置（里親、施設入所等の措置）

- ・一時保護、施設入所措置など専門的な知識・技術を要する支援
- ・広域的な対応（一時保護、措置、在宅支援）

高



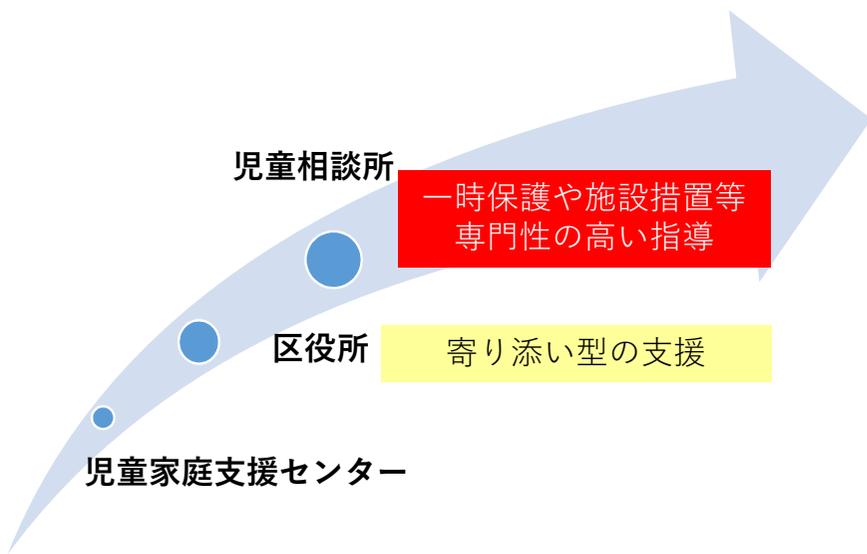
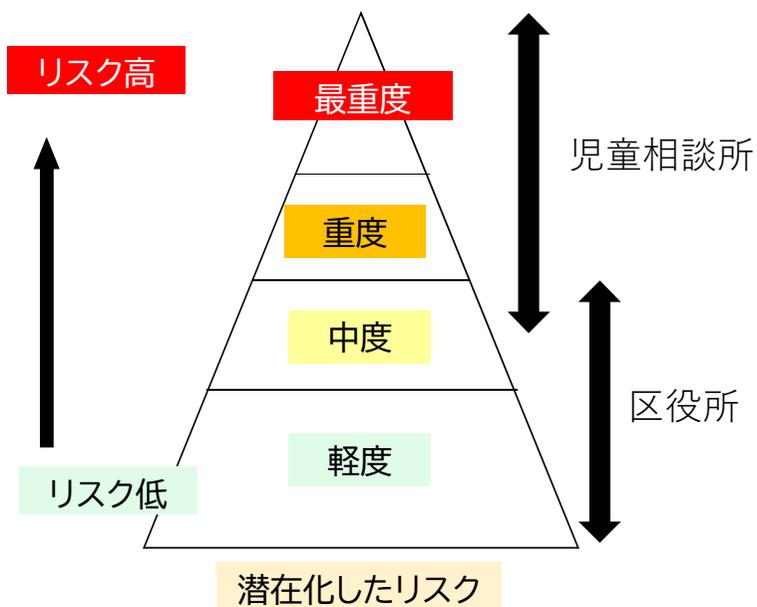
こどもっとKOBE

# 神戸市の児童虐待対応の体制 ①

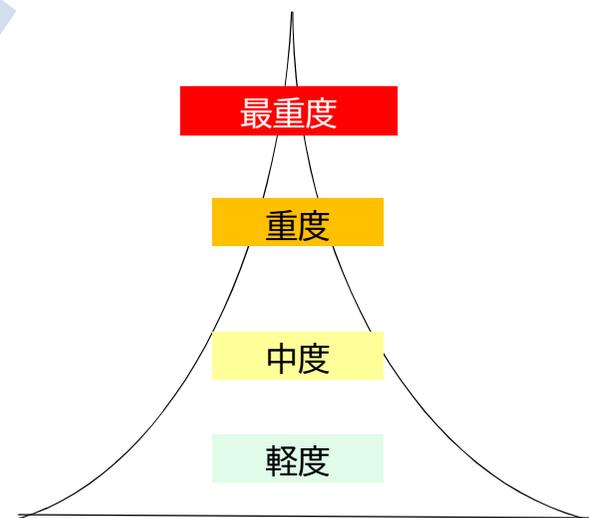
## 課題・背景

虐待通告件数は増加傾向にあり、虐待予防や再発防止、世代間連鎖を防ぐ必要がある

### 【虐待対応状況】



### 〇めざす将来像



こどもっとKOBE

# ●児童死亡事案についての検証報告書（令和5年度発生事案）令和7年1月（P42）

## 2 情報共有と連携

### 2) 児童相談所と区役所の役割と連携

ア 区役所は、住民が生活をする上で必要な行政サービスを提供している。この意味で、最も住民に近い行政組織である。区役所は、家庭養育に関し、保護者への寄り添い型の支援を継続的に行うことを使命としている。このため、虐待が疑われる事案で、区役所が、保護者と対峙する姿勢を見せると、信頼関係が崩れ、その後の支援を継続的に行うことが難しくなる。

他方で、児童相談所は、児童虐待防止法に基づく立入調査や臨検・搜索の権限、児童福祉法に基づく一時保護などの行政権限を有する。言い換えれば、危機介入の権限を有している。

このように、区役所は、寄り添い型支援を展開し、児童相談所は、一時保護などの強力な危機介入を展開するという意味で、それぞれに役割の違いがある。これは言いかえると、それぞれの機関の強みである。本事案において、区役所と児童相談所とは、それぞれの機関の有する役割の違いや強みそのものは理解していたと思われる。重要なのは、その先であり、“お互いに、その強みを活かし合う”という発想のもとで「連携」を推し進めることである。



こどもっとKOBÉ

# 区（こども家庭支援室）の 組織体制

# こどもサポーターと神戸市の組織

平成6年1月	「主任児童委員制度」創設
平成12年11月	「児童虐待防止等に関する法律」施行
平成13年12月	「児童福祉法」改正（児童委員の具体的職務）
平成14年3月	各区に「子育て支援室」設置
平成14年度	「こどもサポーター」を創設
平成24年度	市の組織として「こども家庭局」を創設 「こども家庭支援室」に改称
平成31年度	「神戸市こどもを虐待から守る条例」施行
令和4年度	「児童福祉法」改正により、「児童福祉機能」と「母子保健機能」は維持した上で組織を見直し、「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務として法定化。 (神戸市では「こども家庭支援室」が「こども家庭センター」の機能を担っている。)



こどもっとKOBE

# こども家庭支援室の組織体制（区こども家庭支援室）

## こども家庭支援室の組織体制（区こども家庭支援室）

(1) 設置場所：各区役所保健福祉部、北神区役所保健福祉課  
生活支援課、支所保健福祉課・生活支援課

## (2) 組織体制

- ① 本プロジェクトは、子ども虐待の早期発見・対応とその防止、および継続支援に係る業務に関連して組織する。
- ② こども家庭支援室プロジェクトの一員である職員は、平常は各所管業務に従事するが、こども虐待の対応については、職種、業務に関わらず、認識や支援の方向性を統一して、各々の役割分担を明確にした上で支援の溝が生じないように、それぞれの専門領域からの意見・助言を行いつつ積極的な関わりを行う。

# こども家庭支援室の組織体制イメージ図（区こども家庭支援室）

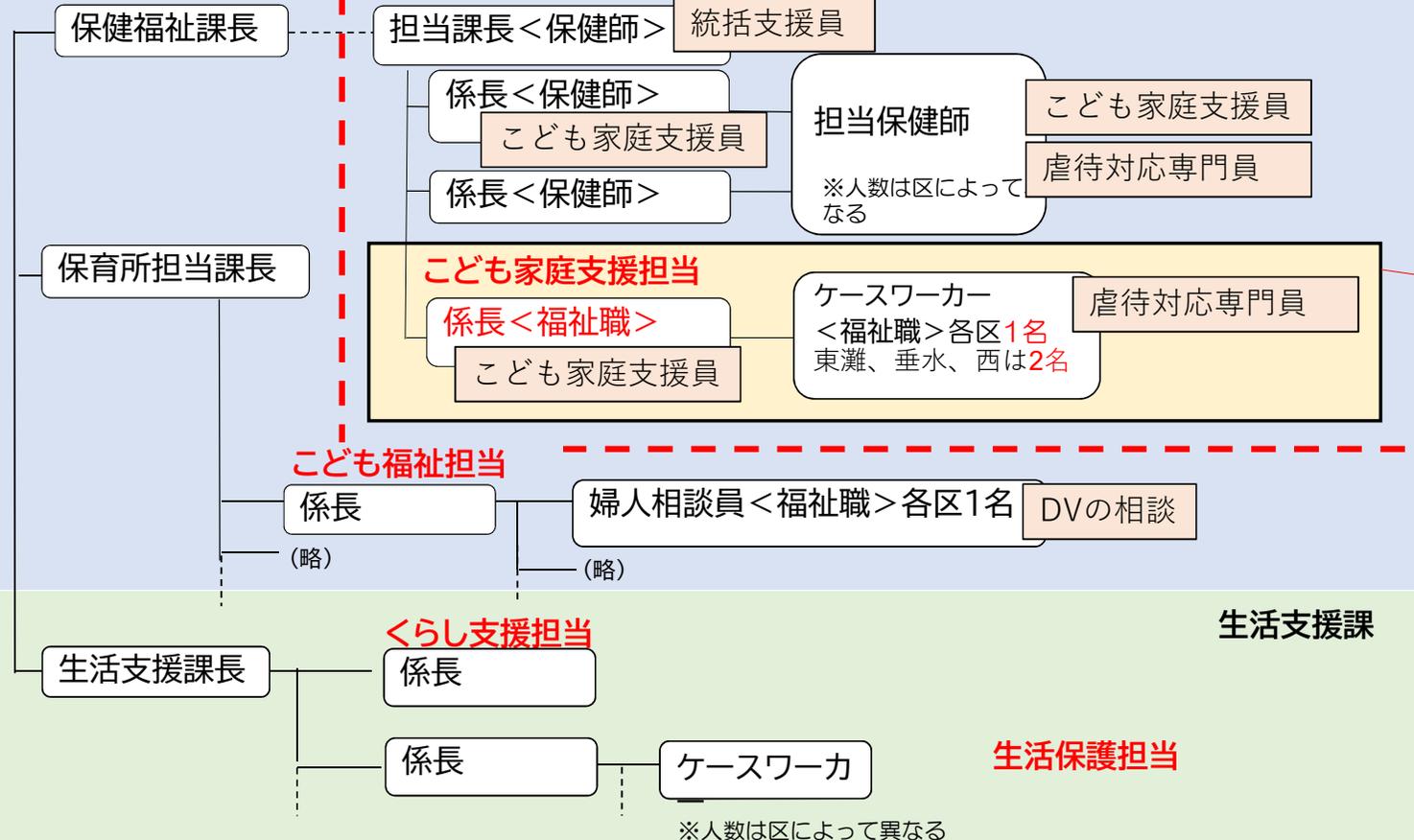
保健福祉部長 = 区こども家庭支援室長

センター長

区こども家庭支援室長 = (国)こども家庭センター

(事務局) 保健担当・こども家庭支援担当

保健福祉課



## 保健担当の業務

- 母子保健業務
  - 養育支援訪問事業
  - 母子手帳の交付
  - 乳幼児健診
- 成老人保健業務
- 感染症対応 等

## こども家庭支援担当の業務

- 要保護児童対策地域協議会に関する事務の総括
- 各会議の連絡調整 等

## こども福祉担当の業務

- 保育施設の入所調整
- DV・女性相談
- ひとり親家庭相談 等

## 生活支援課の業務

- 生活保護業務
- 生活困窮者支援業務 等



こどもっとKOBE

# こどもサポーターの 役割と啓発活動

# こどもサポーターの役割

- ①地域での子育て支援活動  
児童の健全育成の役割
- ②要支援家庭への支援活動  
児童の見守り支援の役割



## 地域での子育て支援活動

- 区の保健福祉部、学校等との情報共有・連携（会議への出席を含む）
- 児童館や子育てサークルなど、児童とふれあう事業への参加・協力
- 乳幼児とその保護者を対象に親子のふれあい交流や地域の子育て情報の提供を目的としたイベントの開催
- 子育て中の親子への相談、支援



こどもっとKOBE

## 要支援家庭への支援活動

- 児童虐待等の早期発見・通告を進める。
- 区・こども家庭支援室と連携した調査・見守りを行う。
- 関係機関と協力し、要支援家庭の地域見守り体制ができるように努める。
- 児童虐待防止の広報・啓発活動を行う。



こどもっとKOBÉ

## 見守り活動の例

- 家からよく閉め出されて泣いている児童がいる。
- 季節に合った服装をしていない児童がいる。
- 「こどもサポーター」が地域で気がかりな児童や家庭を把握したら、区の保健師等に相談していただいている。
- 区はその情報をもとに、該当児童の家庭状況を確認し、必要に応じて支援を行っている。
- 「こどもサポーター」は、日頃の活動の中で気になる家庭の早期発見や虐待の未然防止にご協力いただいている。



こどもっとKOBE

## 児童虐待防止・DV防止啓発活動①

神戸市では、

- 児童虐待防止の「オレンジリボン」
  - DV防止の「パープルリボン」
- 重ね合わせたダブルリボンを活用。

民生委員・児童委員等のご協力を  
いただき、ダブルリボンを配布、  
普及啓発を推進。



こどもっとKOBE

## 児童虐待防止・DV防止啓発活動②

株式会社イズズベーカリーとのコラボパンの作製  
オレンジ・パープルリボンを模したパンを作製。  
イズズベーカリー市内各店舗において、11月末  
まで販売。



## 児童虐待防止・DV防止啓発活動③

### ・オレンジカラー ライトアップ

場所：明石海峡大橋、フラワーロード、BE KOBEモニュメント、モザイク大観覧車、神戸ポートタワー

日時：2025年11月1日（土曜）日没後

### ・パープルカラー ライトアップ

場所：モザイク大観覧車、明石海峡大橋、フラワーロード、BE KOBEモニュメント、神戸ポートタワー

日時：2025年11月8日（土）21日（金）日没後

